

権 限 等 一 覧 表

(別紙)

役職	当該役職にあった者	本件で問題となる当該役職者の権限	当該役職者の権限の根拠規定		賠償命令の根拠規		
収入役	平成14年10月29日まで B 平成14年10月30日から C	大竹市長の命令を受け、支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上、支出する権限を有する職員	平成18年法律第53号による改正前の地方自治法232条の4		平成18年法律第53号による改正前の地方自治法243条の2第1項1文		
民生部長	平成14年9月31日まで C 平成14年10月1日から 平成16年3月31日まで D	塵芥の収集処理に関する事務に係る、大竹市長の経費の支出命令の権限に属する事務を直接補助する職員 ただし、下記 i 又は ii の金額の範囲内の支出命令の権限に限る	平成18年法律第53号による改正前の地方自治法232条の4第1項 平成15年大竹市条例第28号による廃止前の大竹市事務分掌条例2条「民生部」(18)		平成18年法律第53号による改正前の地方自治法243条の2第1項2文2号前段		
			i 平成15年3月31日まで	700万円未満		平成15年大竹市訓令第3号による改正前の大竹市職務権限規定14条1項、別表第1の3「財務事項」の4(2)ウ	
			ii 平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	2000万円未満		平成16年大竹市訓令第2号による廃止前の大竹市職務権限規定14条1項、別表第1の3「財務事項」の4(2)ウ	
環境整備課長(平成16年3月31日までは民生部環境整備課長)	平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで E 平成15年4月1日から 平成17年3月31日まで F	塵芥の収集処理に関する事務に係る、大竹市長の経費支出命令の権限に属する事務を直接補助する職員 ただし、下記 i, ii 又は iii の金額の範囲内の支出命令の権限に限る	平成18年法律第53号による改正前の地方自治法232条の4第1項		平成18年法律第53号による改正前の地方自治法243条の2第1項2文2号前段		
			平成16年3月31日まで			平成15年大竹市条例第28号による廃止前の大竹市事務分掌条例2条「民生部」(18)及び大竹市事務処理規則(平成8年大竹市規則第5号)4条「民生部」「環境整備課」「業務係」の(1)	
			平成16年4月1日から			大竹市事務分掌条例(平成15年大竹市条例第28号)2条「環境整備課」(2)及び大竹市事務処理規則(平成16年大竹市規則第4号)3条「環境整備課」「業務係」(11)	
			i 平成15年3月31日まで	300万円未満		平成15年大竹市訓令第3号による改正前の大竹市職務権限規定14条1項、別表第1の3「財務事項」の4(2)エ	
			ii 平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	1000万円未満		平成16年大竹市訓令第2号による廃止前の大竹市職務権限規定14条1項、別表第1の3「財務事項」の4(2)エ	
			iii 平成16年4月1日から	2000万円未満		大竹市職務権限規定(平成16年大竹市訓令第2号)13条1項、別表第1の3「財務事項」の4(2)ウ	
						塵芥の収集処理に関する事務に係る、契約を大竹市が締結した場合において、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするために必要な監督又は検査をする権限を有する職員	地方自治法234条の2第1項
平成16年3月31日まで		平成16年大竹市訓令第2号による廃止前の大竹市職務権限規定14条1項、別表第1の3「財務事項」の9の6ないし8					
平成16年4月1日から		大竹市職務権限規定(平成16年大竹市訓令第2号)13条1項、別表第1の3「財務事項」の9の6ないし8					

支 出 等 一 覧 表

(別紙)

委託料	請求書	委託業務完了検査調書	業務完了通知書	支出命令				
				専決者	命令日	科目	命令額	うち 再生処理費
平成14年5月搬出分	平成14年5月31日			民生部環境整備課長 E	平成14年6月28日	手数料	¥2,306,862	¥2,047,012
平成14年6月搬出分	平成14年6月30日			民生部長 C	平成14年7月26日		¥3,036,180	¥2,715,100
平成14年7月搬出分	平成14年7月31日				平成14年8月28日		¥3,782,782	¥3,388,650
平成14年8月搬出分	平成14年10月1日			民生部長 D	平成14年10月8日		¥3,323,538	¥2,968,275
平成14年9月搬出分	平成14年10月1日				平成14年10月28日		¥3,678,780	¥3,266,100
平成14年10月搬出分	平成14年10月31日				平成14年12月6日		¥4,007,062	¥3,576,750
平成14年11月搬出分	平成14年11月30日				平成14年12月26日		¥3,217,882	¥2,875,650
平成14年12月搬出分	平成14年12月31日				平成15年2月7日		¥4,397,412	¥3,928,012
平成15年1月搬出分	平成15年1月31日				平成15年2月28日		¥3,731,017	¥3,337,350
平成15年2月搬出分	平成15年2月28日				平成15年3月28日		¥3,282,720	¥2,937,400
平成15年3月搬出分	平成15年3月31日				平成15年4月28日		¥3,630,795	¥3,250,900
平成15年4月搬出分	平成15年4月30日			民生部環境整備課長 F	平成15年5月28日		¥3,563,490	¥3,150,800
平成15年5月搬出分	平成15年5月31日				平成15年6月27日		¥3,213,000	¥2,862,000
平成15年6月搬出分	平成15年6月30日				平成15年7月28日		¥3,065,580	¥2,721,600
平成15年7月搬出分	平成15年7月31日				平成15年8月28日		¥3,871,035	¥3,425,200
平成15年8月搬出分	平成15年8月30日				平成15年9月26日		¥3,169,320	¥2,820,400
平成15年9月搬出分	平成15年9月30日				平成15年10月30日		¥3,912,720	¥3,474,400
平成15年10月搬出分	平成15年10月31日				平成15年11月28日		¥2,706,690	¥2,388,800
平成15年11月搬出分	平成15年11月30日				平成15年12月25日		¥2,126,670	¥1,872,400
平成15年12月搬出分	平成15年12月31日				平成16年1月28日		¥3,255,945	¥2,856,400
平成16年1月搬出分	平成16年1月31日				平成16年2月18日		¥2,869,020	¥2,516,400
平成16年2月搬出分	平成16年2月28日				平成16年3月26日		¥2,442,825	¥2,140,000
平成16年3月搬出分	平成16年3月31日				環境整備課長 F		平成16年4月28日	¥3,406,935
平成16年4月搬出分	平成16年4月30日			平成16年4月30日			平成16年5月18日	¥2,120,711
平成16年5月搬出分	平成16年5月31日	平成16年5月31日	平成16年6月18日	¥2,258,917		¥1,989,350		
平成16年6月搬出分	平成16年6月30日	平成16年6月30日	平成16年7月16日	¥2,282,647		¥2,017,950		
平成16年7月搬出分	平成16年7月31日	平成16年7月29日	平成16年7月31日	¥2,195,340		¥1,939,300		
平成16年8月搬出分	平成16年8月31日	平成16年8月31日	平成16年8月31日	¥2,465,373		¥2,185,975		
平成16年9月搬出分	平成16年9月30日	平成16年9月30日	平成16年10月1日	¥2,217,153		¥1,961,575		
平成16年10月搬出分	平成16年10月31日	平成16年10月29日	平成16年10月18日	¥2,186,310		¥1,938,200		
平成16年11月搬出分	平成16年11月30日	平成16年11月30日	平成16年11月18日	¥2,336,696		¥2,075,425		
平成16年12月搬出分	平成16年12月31日	平成16年12月31日	平成16年12月17日	¥2,400,746		¥2,130,425		
			平成17年1月28日					
合計							¥96,462,153	¥85,618,724

※ なお、I に対する委託費の支払日は支出命令日と同じである。